

起因物分類コード表

分 類 番 号			分 類 項 目	説 明
大	中	小		
1			動 力 機 械	動力を用いて、主として物の機械的加工を行うため、各機械構造部分の組み合わせられた物をいう。 原動機および動力伝導機を含む。
	11		原 動 機	機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
		111	原 動 機	電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。
	12		動 力 伝 導 機 構	原動機により機械の作業点に動力を伝える機械的装置をいう。 機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
		121	動 力 伝 導 機 構	回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。
	13		木材加工用機械	製材機械、合板用機械、木工用機械（自動送り装置を有するものを含む）をいう。 携帯式動力工具を含む。
		131	丸 の こ 盤	振子式丸のこ盤、トリマ、リッパ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。 昇降盤および傾斜盤は一般に丸のこ盤に該当するが、災害発生の際、カッターを使用していた場合は 139 の「その他」に分類する。
		132	帯 の こ 盤	テーブル式のものを含む。
		133	か ん な 盤	手押かんな盤、自動かんな盤等をいう。 携帯用のものを含む。
		134	角のみ盤、木工 ボ ー ル 盤	木工卓上ボール盤等を含む。
		135	面取り盤、ルー タ、木工フライ ス 盤	木工立フライス盤、木工横フライス盤等を含む。
		136	チェーンソー	
		139	その他の木材加工用機械	上記に分類されないほぞ取り盤、木工旋盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。
	14		建 設 機 械 等	掘削、積込み、運搬（いわゆる自動車によるものを除く）締固め等に用いる機械（車両に限る。）であって、建設業、林業、港湾荷役作業等すべての業種において用いられるものをいう。
		141	整地・運搬・積み	ブル・ドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパーおよびスクレープ・ドーザーをいう。

	142	込 み 用 機 械 掘 削 用 機 械	う。 パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラム シエル、バケット掘削機およびトレンチャーをいう。
	143	基礎工事用機械	くい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバース・サーキュレ ーション・ドリル、せん孔機（チューピングマシンを有するも のに限る）、アース・オーガおよびペーパー・ドレーン・マシン をいう。 移動式クレーンにバイブロ・ハンマーなどをセットしたもの を含む。
	144	締 固 め 用 機 械	タイヤ・ローラー、ロード・ローラー、振動ローラー、タンピ ング・ローラー等のローラーをいう。
	145	解 体 用 機 械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機および解体用つ かみ機をいう。 油圧ショベルのバケットを打撃式破碎機に交換したものを含 む。
	146	高 所 作 業 車	
	149	その他の建設機 械 等	上記に分類されないコンクリート打設用機械、トンネル掘進 機、せん孔用機械、舗装・路盤用機械、道路維持除雪機械等をい う。
	15	金属加工用機械	切削、研削、引抜き、プレス等の金属加工に用いる機械をい う。 携帯式動力工具を含む。
	151	旋 盤	普通旋盤、タレット旋盤、立旋盤、正面旋盤等をいう。 木工旋盤を除く。
	152	ボール盤、フラ イ ス 盤	中ぐり盤等を含む。
	153	研削盤、バフ盤	卓上（床上）用グラインダおよび可搬式グラインダを含む。 木工サンダ等を除く。
	154	プ レ ス 機 械	プレス機械とはクランクプレス、フリクションプレス、ナッ クルプレス、油圧プレス等をいう。 鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。
	155	鍛 圧 ハ ン マ ー	エアハンマ、スチームハンマ、スプリングハンマ、ドロップハ ンマ等をいう。 プレス機械は除く。
	156	シ ャ ー	シャーとは、金属シャー、布または紙の断さい機等をいう。
	159	その他の金属加 工 用 機 械	上記に分類されないブローチ盤、金切り盤・切断機、特殊加工 機械等をいう。
	16	一 般 動 力 機 械	木材加工用機械、建設機械等および金属加工用機械（金属ロ ール機を除く）を除く一般の動力機械をいう。

		携帯式動力工具を含む。 動力運搬機、乗物、装置等は、それぞれ当該装置等に分類する
161	遠 心 機 械	遠心分離器、遠心脱水機、遠心铸造機等をいう。
162	混合機、粉碎機	混合機とは、かきまぜ機、混和機、こねまぜ機等をいう。 粉碎機とは、ジョークラッシャ、円すい粉碎機、ロールクラッシャ、エッジランナ、ボールミル等をいう。
163	ロール機（印刷 ロール機を除く）	金属用ロール機、練りロール機、カレンダーロール機等をいう。 巻取ロールおよび製紙用ドライヤ等を含む。
164	射出成形機	
166	印刷用機械	印刷製本機械等をいう。 印刷ロール機を含む。
167	産業用ロボット	操縦ロボット、シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、感覚制御ロボット、適応制御ロボット、学習制御ロボット等をいう。
169	その他の一般動力機械	上記に分類されない工作機械、繊維機械、パルプ・紙製造機械、紙加工機械、農業用機械、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブローワ、ファン、包装荷造機械等をいう。
17	車両系木材伐出 機 械 等	伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械等の車両をいう。 架線集材機械が機械集材装置または簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合は、当該装置に分類する。
171	伐 木 等 機 械	フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機、グラップルソー等をいう。
172	走行集材機械	フォワーダ、スキッド、集材車、集材用トラクター等をいう。
173	架線集材機械	タワーヤード、スイングヤード、集材ウインチ機等をいう。 木材グラップル機等にウインチを備え、当該ウインチの巻き上げにより集材する場合を含む。 架線集材機械が機械集材装置または簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合を除く。
179	その他の車両系 林 業 用 機 械	上記に分類されない造林機械等の機械をいう。
18	食品加工用機械	製パン機械、製菓機械、肉類加工機械、水産加工機械等をいう。
181	切断機、切削機	スライサー、チョップカッター、ハンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいう。
182	混合機、粉碎機	ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって食品の原材料の粉碎、破砕、混合、混練又は攪拌を行う機械をいう。
183	ロ ー ル 機	製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延す

	184	成形機、圧縮機	る機械をいう。 おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいう。
	189	その他の食品加工用機械	上記に分類されない、食品加工を目的とする機械をいう。 炉、釜及びコンベアを除く。
19		農業機械等	<u>耕うん整地、は種、肥培管理、有害動植物の防除、家畜又は家さんの飼養管理、収穫、調製加工その他農作業を効率的に行うために必要な動力機械であって、農業又は畜産業だけでなく他のすべての業で使用される場合も含む。</u>
	191	乗用型トラクタ 二	<u>作業機を装着、けん引又は駆動して作業を行う農耕用のトラクターであって、乗車して作業が可能なものをいう。(装着する作業機を含む)</u>
	192	歩行型トラクタ 二	<u>作業機を装着、けん引又は駆動して作業を行う農耕用のトラクターであって、歩行しながら作業を行うものをいう。(装着する作業機を含む)</u>
	193	自脱型コンバイン	<u>稲及び麦類の収穫作業に用いられるコンバインのうち、穂先の部分だけを脱穀部にかけるものをいう。</u>
	194	野菜用収穫機	<u>キャベツ収穫機、はくさい収穫機、オニオンピッカー、オニオンハーベスタ、タマネギ収穫機、にんにく収穫機、えだまめ収穫機、にんじん収穫機、だいこん収穫機、ブロッコリー収穫機、いも類収穫機、ポテトハーベスター、スイートコーン収穫機等をいう。(農業用トラクター等に装着する作業機を除く)</u>
	195	乗用型除草用機械	<u>乗用型の除草用機械をいう。ゴルフ場等で用いる乗用型芝刈機を含む。(農業用トラクター等に装着する作業機を除く)</u>
	196	動力刈払機	<u>雑草などの刈払作業に用い、装着した回転刈刃を動力により回転させ除草を行う機械をいう。肩掛式又は背負式のものをいう。</u>
	197	農用運搬車	<u>農業又は畜産業において使用される動力を用いては場内等を走行し収穫物、飼料等を運搬する車両をいう。(農業用トラクター等に装着する作業機及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車を除く)</u>
	198	スピードスプレー	<u>動力を用いて農薬を散布し病虫害や雑草の防除を行う機械で乗用型の機械をいう。(農業用トラクター等に装着する作業機を除く)</u>
	199	動力防除機	<u>動力を用いて農薬を散布し病虫害や雑草の防除を行う、ブームスプレーヤー等の動力噴霧機や動力散粉機、無人航空機等の機械をいう。(農業用トラクター等に装着する作業機を除く)スピードスプレーヤーを除く。</u>

		1910	農用高所作業機	果樹の剪定・収穫・薬剤散布等の高所作業を目的として使用される農業用の車両であり、作業床を昇降可能な構造を有し、作業者が乗って作業を行える機械をいう。(農業用トラクター等に装着する作業機を除く)
		1911	田植機	水稻の移植用機械をいう。歩行型のものを含む。(農業用トラクター等に装着する作業機を除く)
		1999	その他の農業機械等	上記に分類されない農業機械等をいう。乗用耕うん機、乗用管理機、キャベツ移植機、ネギ移植機、タマネギ移植機、かんしよ移植機、にんにく植付け機、いぐさ移植機、歩行型播種機、パインダー、選別機、普通型コンバイン、飼料用収穫機、特用作物収穫機等を含む。
2			物上げ装置、運搬機械	動力を用いて、物をつり上げまたは運搬することを目的とする機械装置をいう。
	21		動力クレーン等	動力による物上げ装置をいう。 クレーン等安全規則適用外のものも含む。 巻上用ワイヤーロープ等物上げ装置の一部になった状態のものを含む。
		211	クレーン	天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダ、ケーブルクレーン、テルハ等をいう。
		212	移動式クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーン等をいう。
		213	デリック	ジンボールを含む。
		214	エレベータ、リフト	エレベータ、建設用リフト、カーリフト、ダムウェータ等をいう。
		215	揚貨装置	クレーンまたはデリックであって港湾荷役作業を行うため船舶に取り付けられたものをいう。
		216	ゴンドラ	ゴンドラ安全規則適用のものをいう。 ゴンドラには人力のものも含む。
		217	機械集材装置、運材索道	ウインチ、架線集材機械等であっても機械集材装置の一部分として用いられているものは、機械集材装置に含む。運材索道には重力式のものが含まれる。
		218	簡易架線集材装置	ウインチ、架線集材機械等であっても簡易架線集材装置の一部分として用いられるものは、簡易架線集材装置に含む。
		219	その他の動力クレーン等	上記に分類されないホイス、モータブロック、ウインチ、ジャッキ式つり上げ機械等をいう。 ホイスであって、クレーンの一部分として用いられているものはクレーンに分類する。 ウインチであって、デリック、機械集材装置等の一部分として用いられているものは、当該装置に分類する。 テールゲートリフター付トラックは含まない。

22		動力運搬機	動力クレーン等、乗物を除き、動力を用いて運搬する機械をいう。
	221	トラック	トレーラ、ローリ、ミキサ車等を含む。
	222	フォークリフト	フォークリフトのフォークを他のアタッチメントに取りかえたものを含む。
	223	軌道装置	事業場付帯の軌道装置をいう。
	224	コンベア	ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリューコンベア等をいう。
	225	ローダー	ショベルローダー、フォークローダー等をいう。
	226	ストラドルキャリアー	車体内面上部に懸架装置を備え、荷を運搬する荷役車両をいう。
	227	不整地運搬車	
	228	無人搬送車	工場や倉庫などの建物内や敷地内を走行し、重量物を自動で運搬する車両をいう。
	229	その他の動力運搬機	上記に分類されないキャプスタン等をいう。
	23	乗物	いわゆる交通機関をいう。
3	231	乗用車、バス、バイク	タクシーを含む。
	232	鉄道車両	貨物列車を含む。
	239	その他の乗物	上記に分類されない航空機、船舶等をいう。
		その他の装置等	上記の動力機械および物上げ装置、運搬機械を除く装置等をいう。
	31	圧力容器	ボイラーおよび圧力容器をいう。 ボイラー及び圧力容器安全規則適用外のものを含む。 配管および付属品を含む。
	311	ボイラー	蒸気ボイラー、温水ボイラー、熱媒を用いるボイラー等をいう。 〔事故の型と関係〕 ボイラー点火時の逆火および煙道ガス爆発の起因物はここに分類する。
	312	圧力容器	加熱器、蒸煮器、反応器、蒸発器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク等の圧力容器をいう。
	319	その他の圧力容器	上記に分類されない酸素ボンベ、溶解アセチレン容器等をいう。 ガス溶接に使用されているものはガス溶接装置に分類する。
	32	化学設備	危険物等を製造し、または取り扱う設備であって定置式のものをいう。 配管および付属設備を含む。

			圧力容器、溶接装置および乾燥装置は、当該機械に分類する。
	321	化 学 設 備	圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。
33		溶 接 装 置	アーク溶接、ガス溶接、テルミット溶接、スポット溶接等による溶接装置をいう。
	331	ガ ス 溶 接 装 置	アセチレンガス溶接装置、ガス集合溶接装置、その他のガス溶接装置をいう。 溶接、溶断に用いないガス集合装置は 319 のその他の圧力容器に分類する。
	332	アーク溶接装置	被覆アーク溶接、サブマージアーク溶接炭酸ガスアーク溶接、ミグ溶接、ティグ溶接等に用いる装置等をいう
	339	その他の溶接装置	上記に分類されないテルミット溶接、エレクトロスラグ溶接、電子ビーム溶接、プラズマ溶接に用いる装置等をいう。
34		炉 窯 等	炉、窯、釜、乾燥設備等をいう。
	341	炉 、 窯	炉とは、高炉、転炉、平炉、電弧炉、電熱炉、ルツボ炉、キューボラ炉等をいう。 窯とは、ロータリーキルン、トンネルキルン、電熱窯、ガス発生炉等をいう。 煮沸槽、煮釜、フライヤー等を含む。
	342	乾 燥 設 備	熱源を用いて物を加熱乾燥する乾燥室および乾燥器をいう
	349	その他の炉窯等	上記に分類されない原子炉等をいう。
35		電 気 設 備	電動機等であって他の機械、装置の一部として組み込まれているものは、当該機械、装置に分類する。 独立の電動機は、原動機に分類する。
	351	送 配 電 線 等	引込線、屋内配線、移動電線（延長コード等）等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱塔を含む。
	352	電 力 設 備	変圧器、コンデンサー等のほか、開閉器類を含む。 〔参考〕 開閉操作のアークによる傷害の場合の起因物はここに分類する。
	359	その他の電気設備	上記に分類されない照明設備、ハンドランプその他の電気設備等をいう。 電弧炉、電熱炉、電熱窯は炉、窯等に分類する。
36		人力機械工具等	人力による機械、クレーン、運搬機および手工具等をいう。
	361	人力クレーン等	チェンブロック、手巻きウインチ、ジャッキ等をいう。
	362	人 力 運 搬 機	ねこ車、一輪車、自転車、ロールボックスパレット、台車等をいう。
	363	人 力 機 械	上記の 361 または 362 に分類されない手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。

	364	手 工 具	ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手のこ、とび口、包丁、ナイフ、はさみ等をいう。
	37	用 具	機械装置にセットされ、その一部分になった状態のものは除く。
	371	は し ご	はしごの上で作業を行う場合のように作業面としてのはしごを含む。
	372	脚 立	うま足場の一部として使用している脚立については、足場に分類する。
	373	踏 み 台 等	立ち馬については、足場に分類する。
	374	玉 掛 用 具	玉掛用ロープ、チェーン等をいう。
	379	そ の 他 の 用 具	上記に分類されないロープ、万力、パレット、注射針等医療用器具等をいう。
	39	その他の装置、 設 備	圧力容器、化学設備、溶接装置、炉、窯等、電気設備、人力機械工具等、用具に分類されない装置設備をいう。
	391	その他の装置、 設 備	上記 311～379 に含まれない冷凍設備、集じん装置、槽等をいう。 ガストーブ等什器を含む。 タワー、タンク、サイロ、ビン、ピット等は化学設備である場合を除き、仮 設物、構築物等に分類する。
4		仮設物、建築物、 構 築 物 等	上記の物上げ装置、運搬機械およびその他の装置に分類されるものを除く。
	41	仮設物、建築物、 構 築 物 等	仮設物等の上で作業を行う場合のように当該物が作業面である場合または仮設物等が倒壊した場合のように起因物が当該物そのものである場合に適用する。 なお、作業面としては、屋内、または屋外の別を問わず適用する。 電気設備に分類されるものおよび装置の部分をなす構築物を除く。 〔事故の型との関係〕 作業面としては、主として人をささえるために使用する場合に適用され、事故の型が墜落等の場合に起因物となることが多い。 物そのものとしては事故の型が崩壊、倒壊である場合の起因物となることが多い。
	411	足 場	丸太足場、鋼管足場、わく組足場、うま足場、つり足場等をいう。
	412	支 保 工	型わく支保工、ずい道型わく支保工、土止め支保工、ずい道支保工等をいう。
	413	階 段 、 栈 橋	はしご道を含む。

	414	開 口 部	主として作業面として分類である。
	415	屋根、はり、も	
	416	や、けた、合掌	
	417	作業床、歩み板	
	418	建築物、構築物	建築物とは木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 構築物とは、えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ビン、ピット等をいう。
	419	その他の仮設物、建築物、構築物等	上記に分類されないものをいう。
42		床 面 、 通 路	主として作業面としての分類で、転倒、動作の反動、無理な動作（転倒もどき）の起因物となることが多い。
	421	段 差	作業場の床面、通路上に設計された段差（2つの平面の境界）をいう。階段（2段以上のもの）は 413 に分類する。
	422	凹 凸	設計されていない作業場の床面や通路の凹凸、穴等をいう。
	423	可 動 な 障 害 物	作業場の床面や通路に置かれた物で容易に移動できるものをいう。 固定されていない電気コード等を含む。
	424	固定の障害物、 溝	作業場の床面、通路上の段差、凹凸以外で平面を遮るもの（可動な障害物を除く。）をいう。
	425	液体で濡れた床 面 、 通 路	こぼれた水、洗剤、油等で濡れた作業場の床面や通路をいう。 雨や夜露等、天候によって濡れたものは 426 に分類する。 段差や斜面等でも、濡れていたことで踏み外したり滑ったりしたものはこれや 426 に分類する。 性質上、常に濡れている作業場の床面や通路は 427 に分類する。
	426	雨や夜露等で濡 れた床面、通路	雨や夜露等、天候によって濡れた作業場の床面や通路をいう。 段差や斜面等でも、濡れていたことで踏み外したり滑ったりしたものはこれや 425 に分類する。
	427	水 場	食品加工場や浴室等、作業の性質上、常に濡れている作業場の床面や通路をいう。
	428	凍結した床面、 通 路	人為的な要因で凍結した作業場の床面や通路をいう。天候が要因であるものは 429 に分類する。 段差や斜面等でも、凍結していたことで踏み外したり滑ったりしたものはこれや 429 に分類する。
	429	積雪、天候によ り凍結した床	積雪や、天候によって凍結した作業場の床面や通路をいう。 段差や斜面でも、積雪や凍結していたことで踏み外したり滑

		4210 4299	面、通路 斜 面 その他の床面、 通路の状態	ったりしたものは、これや 428 に分類する。 傾斜した作業場の床面や通路をいう。 上記に分類されないものをいう。
5			物 質、材 料	危険物、有害物、材料等をいう。
	51		危 険 物、 有 害 物 等	GHS 分類における「物理化学的危険性」（以下「危険性」という。）を有するものを「危険物」、「健康に対する有害性」（以下「有害性」という。）を有するものを「有害物」と分類し、危険物および有害物の両方に該当するものの場合、災害が危険性・有害性のいずれの性質により発生したものかによって整理する。具体例は次のとおり。 ・危険物 火薬類ならびに労働安全衛生法施行令別表第 1 に示す危険物、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく通知対象物のうち危険性の区分のあるものおよびこれらに準ずるもの ・有害物 特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鉛」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等、労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく通知対象物のうち有害性の区分があるものおよびこれらに準ずるもの なお、本分類には放射線を含む。
		511	爆 発 性 の 物 等	労働安全衛生法施行令別表第 1 に示す爆発性の物、発火性の物、酸化性の物およびこれらに準ずる物をいう。 煙火、ダイナマイト等の火薬類を含む。
		512	引 火 性 の 物	有害性による災害の場合は 514、516 または 519 に分類する。 労働安全衛生法施行令別表第 1 に示す引火性の物およびこれに準ずる物をいう。
		513	可 燃 性 の ガ ス	有害性による災害の場合は 514、516 または 519 に分類する。 労働安全衛生法施行令別表第 1 に示す可燃性のガスをいう。
		514	有害物（特別規則対象物質に限る。）	有害性による災害の場合は 514、516 または 519 に分類する。 特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鉛」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等をいう。 内燃機関・練炭、ガス機器等の使用により発生した一酸化炭素（工業用途で使用する場合を除く。）は 519 に分類する。
		515	放 射 線	電離放射線障害防止規則に定める放射線をいう。
		516	危険物・有害物	労働安全衛生法第 57 条の 2 の規定に基づく通知対象物をい

		519	(通知対象物に限る。) その他の危険物、有害物等	う。(514に分類されるものを除く。) 上記に分類されない危険物または有害物をいう。
	52		材 料	材料が機械装置等にセットされた状態の場合は、当該機械装置に分類する。 セットされた被加工材料の切削片が飛来した場合の起因物も当該機械装置に分類する。
		521	金 属 材 料	板、棒、パイプ、型材、帯材、線材、ボルト、ナット、ねじ、釘、スクラップ等をいう。 熔融状態の金属を含む。
		522	木 材 、 竹 材	丸太、板、角材、合成材等をいう。
		523	石、砂、砂利	
		529	その他の材料	上記に分類されないガラス、陶磁器等をいう。
6			荷	もっぱら貨物等輸送するために特定の荷姿をした物および据え付けるため運搬中の機械装置等をいう。
	61		荷	荷等であっても、特定の荷姿をしていない物および据え付けるため運搬中の機械・装置等でない物は、材料等当該項目に分類する。
		611	荷 姿 の も の	コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿のものをいう。 運搬のためたばねたものを含む。
		612	機 械 装 置	特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
7			環 境 等	主として自然環境をいう。
	71		環 境 等	人工的作業環境のものを含む。
		711	地 山 、 岩 石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは、ここに分類する。
		712	立 木 等	伐倒木を含む。
		713	水	海、川、池等のものをいう。
		714	異 常 環 境 等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
		715	高温・低温環境	高温または低温の作業環境をいう。
		719	その他の環境等	上記に分類されない動物、植物、風雪等をいう。
9			そ の 他	上記のいずれにも分類されないものをいう。
	91		その他の起因物	上記のいずれにも分類されない起因物をいう。
		911	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	92		起 因 物 な し	用務のため平滑な通路を歩行中、足をひねって捻挫したとい

			うように起因となるものがない場合をいう。 〔事故の型との関係〕 事故の型が、もつれ等、動作の反動、無理な動作に分類され、 起因物および加害物がない場合には、起因物なしに分類される。
	921	起 因 物 な し	
	99	分 類 不 能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。 起因物が明らかであって分類項目のないものは、その他の起 因物に分類する。
	999	分 類 不 能	